

	多摩市	多摩地区	都道府県	政令都市
条例名称	(仮称)多摩市文化芸術条例		●香川県 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例 ●広島県 広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例	●京都市 京都文化芸術都市創生条例 ●さいたま市 さいたま市文化芸術都市創造条例 ●静岡市 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例 ●堺市 自由都市堺文化芸術まちづくり条例
定義	●文化芸術の範囲 →広く捉える ・メリット: 社会情勢等の変化による各分野の重要度や範囲の考え方への影響に対応可 ・デメリット: 具体的に何を対象としているのかわかりづらい →狭く捉える ・メリット: 目的や理念、対象を具体的にしやすい ・デメリット: 範囲外の文化芸術が対象とならない	●国分寺市 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。	●徳島県 この条例において「文化」とは、文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財その他の伝統文化、料理、ファッション、茶道、華道、囲碁、将棋その他の生活文化等をいう 2 この条例において「民間団体等」とは、国及び地方公共団体以外の団体並びに個人をいう	●京都市 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとするにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすと同時に、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。 ●堺市 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)文化芸術: 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能(能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。 (2)市民等: 本市の区域内(以下この条において「市内」という。)に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で文化芸術活動を行う者をいう。 (3)事業者: 市内において事業活動を行う全てのものをいう。
前文	●先に条文を決めていき、そこで表現しきれなかった部分を前文の中で記していくか検討していくこととする			
目的	●まちづくりを通じた「人づくり」であること ●まちづくりとは、賑わい創出、もしくは人と人とのつながりのどちらを示していくのか	●西東京市 地域における文化芸術の振興を図る ●昭島市 文化芸術が子どもから大人まですべての人々の心に潤いとゆとりをもたらし、創造力豊かな人間性をはぐくむとともに、人々の交流や心のつながりを深め、相互に理解し尊重し合う社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定める	●神奈川県 県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。	●大阪市 芸術文化振興施策を総合的かつ強力に推進し、もって芸術文化都市大阪の創造に寄与する ●京都市 文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進する
基本理念・方針・原則等	●子どもや若い世代に重点を置き、持続のための文化芸術の重要さの認識や理解形成を促す ●文化芸術が高齢者・子ども・障がい者・外国人等全ての人の権利として保障されている ●生活環境の中で自然に触れられるようにする ●人としての品格を育むこと	●国分寺市 ・文化の振興に関する活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない ・武蔵国分寺跡等の文化財、国分寺崖線の緑、湧水、用水等、市固有の文化遺産により育まれた歴史及び環境を大切に、発展させていくとともに、新たな文化の創造に努めなければならない ●八王子市 ・文化芸術の振興は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するものでなければならない ・文化芸術の振興は、先人から受け継いだ伝統文化を継承するものでなければならない ●昭島市 歴史や風土の中で培われ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるよう配慮されなければならない	●岐阜県 未来を担う子どもたちが、豊かな心を育むことができるような環境の整備が図られなければならない ●山口県 豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力(文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。)が向上するよう考慮 ●東京都 ・都民が文化の担い手であることを認識し、その自主性と創造性を最大限に尊重する ・この条例の運用に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することのないよう十分留意 ●大分県 ・県民の文化活動を通じた心の豊かさの追及、地域文化の創造並びに先人から受け継がれてきた貴い文化の保存及び継承を通じて活力ある地域社会が形成されることにより、文化の香り高いふるさと大分が創造される ・独創的な芸術文化、地域の貴重な伝統文化、個性豊かな生活文化等は、県民が誇りと独自性を感じることができる共通の財産として尊重され、将来の世代に引き継がれるものとする ●鹿児島県 県民の主体的で多様な文化芸術に関する活動を通じて活力ある地域社会が形成されることにより、文化の薫り高いふるさと鹿児島島の創造を目指して推進 ●沖縄県 ・文化芸術に係る交流が人々の相互理解並びに文化芸術及び社会の発展に資するよう、地域間の交流及び国内外との交流の推進 ・本県の風土及び歴史によって培われてきた文化芸術が県民共通の財産として将来にわたり継承されなければならない ・文化芸術の発展に資するような多様な人材の育成が図られなければならない	●大阪市 ・芸術家は、その活力及び創意を生かした自主的かつ創造的な芸術活動を行うことにより、芸術文化の振興に主体的かつ積極的な役割を果たす ・芸術文化は、市民及び芸術家の双方が支えるべきもの ●京都市 ・文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努める ・伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成する ・文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進する ●さいたま市 ・市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進 ・市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られる ●静岡市 ・本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること ・次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること ・豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること
市民の役割	●「市民」とは、在住・在勤・在学および市内で活動する個人・団体をいう ●担い手における「市民」について、市民自身が文化芸術の担い手であるという自覚を持ち、どういうことを求められているか伝わる表現をしなければならない		●山口県 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努める	●京都市 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努める ●堺市 市民等は、文化芸術の担い手として自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動を行うなど、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。2、市民等は、文化芸術活動を通じて、まちづくりに貢献するよう努めるものとする

市の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国分寺市 市は、基本理念にのっとり、歴史その他の市特有の地域性のある豊富な文化遺産を生かして、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●静岡県 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにする</li> <li>・広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体及び個人では実施が困難なものに取り組む</li> </ul> </li> <li>●沖縄県 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興施策を安定的に実施するために必要な調査研究を行うものとする</li> <li>・県が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努めるものとする</li> <li>・長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民等の意見が反映されるよう配慮するものとする</li> </ul> </li> <li>●鹿児島県 文化芸術活動に関係する個人及び民間の団体の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分配慮を行いながら、民間団体等に協力を求め、その有する人材、情報その他の能力の活用に努める</li> <li>●広島県 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術の振興を支援する人材の育成を図る</li> <li>・次代を担う子どもから高齢者に至るまでのすべての世代の県民が、文化芸術に親しみ、自主的かつ主体的な活動を活発に行うことができるよう施策の推進に努める</li> </ul> </li> <li>●大分県 国又は地方公共団体以外のものの意見を尊重し、及び協力を求めるとともに、その有する人材、情報その他の能力を活用する</li> <li>●東京都 都は、文化振興のための施策に広く都民の創意を反映させるよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●京都市 文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることに鑑み、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定、及び実施するよう努める</li> <li>●静岡市 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。2市は、文化の振興に関する施策を行うに当たっては、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図るものとする。</li> </ul>
事業者等の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●西東京市 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沖縄県 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を果たすよう努める</li> <li>・教育研究機関は、その有する人材、設備等を生かした文化芸術活動への支援、創造性豊かな人材の養成等を通じて、文化芸術の振興及び社会の発展に貢献する役割を果たす</li> </ul> </li> </ul>	
財団の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●立川市 市民及び市は、公益財団法人立川市地域文化振興財団に文化芸術の振興の中心的役割を求める</li> </ul>		
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> <li>●和歌山県 広く県民の意見が反映され、高い公共性及び透明性が確保されるように努める</li> <li>●滋賀県 長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう十分に配慮する</li> </ul>	
計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条例では表記しづらい、具体的な施策を策定する計画の必要性について意見あり</li> <li>⇒今後、目的・内容等詳細について検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)総合的かつ計画的に推進するため、振興計画を策定することを定める</li> <li>(2)持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関することを定める</li> <li>(3)その他必要な事項を定める</li> <li>(4)振興会議の意見を聞くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない</li> <li>(5)振興計画を策定したときは公表する</li> </ol> </li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会</li> <li>・振興会議</li> <li>・審議会</li> <li>(評価機関設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施される施策について評価を行う機関の必要性について意見あり</li> <li>⇒今後、目的・内容等詳細について検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市 (文化アセスメント) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価(以下「文化アセスメント」という。)を受けなければならない</li> <li>(2)川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる</li> <li>(3)市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする</li> <li>(4)市長は、振興計画の変更にあたっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする(文化芸術振興会議)</li> </ol> 文化芸術の振興に関する重要事項において、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議を置く </li> </ul>		
財政的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の財政支援だけでなく、財団・民間・個人等から資金を獲得していく仕組みを考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立川市 市民及び市は、文化芸術の振興に必要な資金の調達に努める</li> <li>●八王子市 市民の自主的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するために必要な施策を講じなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岐阜県 文化芸術振興施策の策定及び実施のために必要な体制及び施設環境を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●札幌市 市は、文化芸術に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努める</li> </ul>
その他				